



令和7年7月25日 14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

業者名:①株式会社A・S・P

②株式会社ケイテック

③旭技建株式会社

④株式会社北陽

期間:①②③ 令和7年7月25日から令和7年9月24日まで(2ヶ月)

④ 令和7年7月25日から令和7年12月24日まで(5ヶ月)

範囲:近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

別紙のとおり

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契 約 課 長 やなぎはら ひろあき 柳 原 宏明 (内線 2511)

建 設 専 門 官 はやかわ たかし 早 川 健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経 理 調 達 課 長 かとう ひであき 加 藤 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ ともみ 武 田 知美 (内線 6313)

令和7年7月25日

近畿地方整備局

株式会社A・S・Pに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社A・S・Pは、令和7年3月31日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の事由を原因として建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。

(1) 監理技術者の不設置

株式会社A・S・Pは、大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、株式会社ケイテックとその請負代金が政令で定める金額を超える下請契約を締結しているため、少なくとも当該下請契約の契約日から監理技術者を配置すべきところ、「1級建築施工管理技士」の資格を有せず、及び監理技術者資格者証の交付を受けていないため、監理技術者としての資格要件を満たさないA氏を同日から同資格の合格発表日の前日まで及び同日から同資格に係る監理技術者資格者証の交付を受ける日の前日までの間、建設業法第26条第2項及び第5項の規定に違反して、工事現場に専任の主任技術者として配置した。

(2) 施工体制台帳等の不作成等

株式会社A・S・Pは、本件工事において、その請け負った建設工事を、株式会社ケイテックに直接請け負わせていたにもかかわらず、建設業法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反して、その請け負った建設工事を株式会社ケイテックには直接請け負わせてないとする虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。

(3) 一括下請負

株式会社A・S・Pは、本件工事において、(1)のとおり、適格な監理技術者を配置しないなど、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社ケイテックに請け負わせた。

2. 指名停止措置理由

株式会社A・S・Pが建設業法の規定により監督処分(22日間の営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社A・S・P

大阪府大阪市中心区内本町2-4-10-107

代表取締役 鮎川 裕介

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年7月25日から令和7年9月24日まで(2ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。))。

令和7年7月25日
近畿地方整備局

株式会社ケイテックに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社ケイテックは、令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として建設業法第28条第3項及び第5項の規定に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。

(1)株式会社ケイテックは、大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社A・S・Pから同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。

(2)株式会社ケイテックは、大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社東技コーポレーションから同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。

(3)株式会社ケイテックは、大阪市発注の工事において、建設業法第22条第2項の規定に違反して、株式会社トーワ技研工業から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。

2. 指名停止措置理由

株式会社ケイテックが建設業法の規定により監督処分(22日間の営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社ケイテック

大阪府大阪市中央区瓦町2-5-8瓦町スクエアビル8F

代表取締役 川崎 勉

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年7月25日から令和7年9月24日まで(2ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。

令和7年7月25日

近畿地方整備局

旭技建株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

旭技建株式会社は、令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第5項に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。

(1) 施工体制台帳等の不作成等

旭技建株式会社は、大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、その請け負った建設工事を、株式会社渡辺塗装に直接請け負わせていたにもかかわらず、株式会社ケイテックに直接請け負わせたとする虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。

(2) 一括下請負

旭技建株式会社は、本件工事において、(1)のとおり、真実の施工体制台帳等を作成しないなど、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社渡辺塗装に請け負わせた。

2. 指名停止措置理由

旭技建株式会社が建設業法の規定により監督処分(22日間の営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止2ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：旭技建株式会社

大阪府大阪市中心区谷町5丁目6番12号

代表取締役 長尾 育将

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年7月25日から令和7年9月24日まで(2ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。))。

令和7年7月25日

近畿地方整備局

株式会社北陽に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

株式会社北陽は、令和7年3月31日付けで大阪府より以下の監督処分を受けた。

(1)株式会社北陽は、大阪市発注の3件の工事(以下「本件工事」という。)において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置した。

また、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、「工事経歴書」に本件工事うち2件の工事の工事現場に配置した主任技術者をA氏と記載すべきところ、B氏と記載をし、さらに、株式会社ケイテックから請け負った当該工事を、建設業法第22条第1項の規定に違反して、一括して株式会社タケムラに請け負わせていたが、当該工事を実質的に行っているとは認められないため当該工事の金額を完成工事高に含めて記載するべきではないところ、当該工事を施工したとして当該工事の金額が鋼構造物工事の完成工事高に含まれるとする記載をした。

これらのことが建設業法第28条第1項及び第4項に該当するとして、大阪府より指示処分を受けた。

(2)株式会社北陽は、大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置する(加えて、他社の現場代理人でもあった)など適格な主任技術者を配置せず、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して株式会社タケムラに請け負わせた。

また、株式会社北陽は、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、A氏が他社の工事の現場代理人となっていたにもかかわらず、同氏を「技術職員名簿」に記載をした。これにより得た経営事項審査結果を大阪市等に提出し、大阪市等がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。

これらのことが建設業法第28条第3項及び第5項に該当するとして、大阪府より25日間の営業停止処分を受けた。

2. 指名停止措置理由

株式会社北陽が建設業法の規定により監督処分(指示処分及び25日間の営業停止処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止5ヶ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社北陽

大阪府大阪市東淀川区菅原7-1-21

代表取締役 北嶋 隆志

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和7年7月25日から令和7年12月24日まで(5ヶ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)

13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)